

社会保障審議会 介護給付費分科会 事業者団体ヒアリング 提出資料

平成 29 年 9 月 13 日
一般社団法人 日本福祉用具供給協会

1. 当協会の活動について

当協会では、福祉用具貸与事業所ならびに福祉用具専門相談員の質の向上を図り、健全な業界となるよう様々な取り組みを行っております。具体的には、独自制度である「福祉用具選定士」研修会や資質向上研修会、ケアマネジャーとの連携を重視した研修会の開催や、老健事業として毎年、様々な調査研究を実施しているところです。更に、災害時に被災地において福祉用具が迅速に行き渡るよう、「災害時における福祉用具の提供協力に関する協定」を全国の県や市区町村に働きかけを行い、締結を推進しております。

(1) 研修会の開催

①福祉用具選定士認定研修会

福祉用具専門相談員 2 年以上の実務経験を受講条件として、5 日間 30 時間の実習中心の研修を実施。修了試験の合格を経て福祉用具選定士として認定するもの。平成 17 年度に創設し、昨年度までで 2,442 名を認定。

②資質向上研修会

協会員を中心に、福祉用具サービスの専門性を高める研修会を全国の各ブロック（県）単位で開催。

③ケアマネジャー連携研修会

ケアマネジャーと福祉用具サービスの連携強化を目的として、ケアマネジャーに向けた研修会を全国の各ブロック（県）単位で開催。

(2) 老健事業調査

昨年度（平成 28 年度）は「福祉用具・介護ロボットの貸与（販売）価格の適正化に関わるシステム構築に関する調査研究」を実施し、福祉用具貸与事業所における業務プロセス及び貸与価格設定プロセスに関するガイドラインを成果物として作成。

(3) 災害時における福祉用具の提供協力に関する協定

東日本大震災（平成 23 年 3 月）の際、要支援者に対して福祉用具が十分且つ円滑に供給できなかった教訓から、当協会は災害時に関する福祉用具の供給マニュアルを策定し、自治体向けに協定の締結を開始。平成 23 年 12 月に大阪市と締結してから現在に至るまで 100 の自治体と締結。

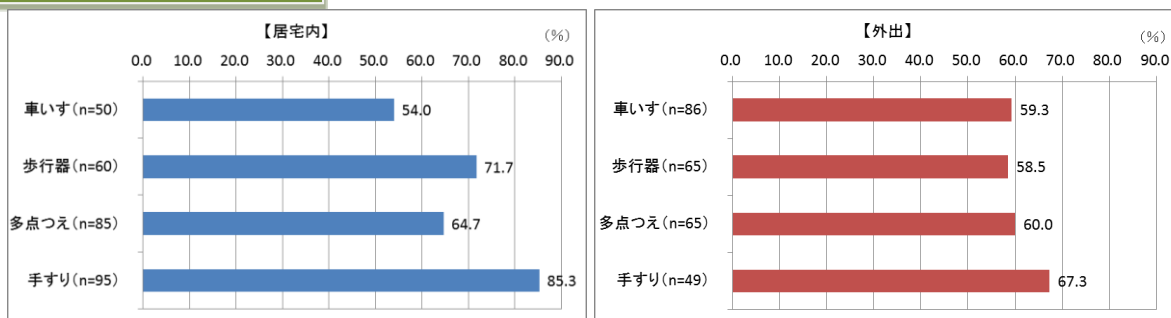
2. 自主事業による調査結果について

当協会では昨年 3 月、自主事業にて「利用している福祉用具の代替手段に関する調査」を実施し、福祉用具サービスが費用的にも、介護人材不足に対応する面においても非常に優れたサービスであることを裏付けました。

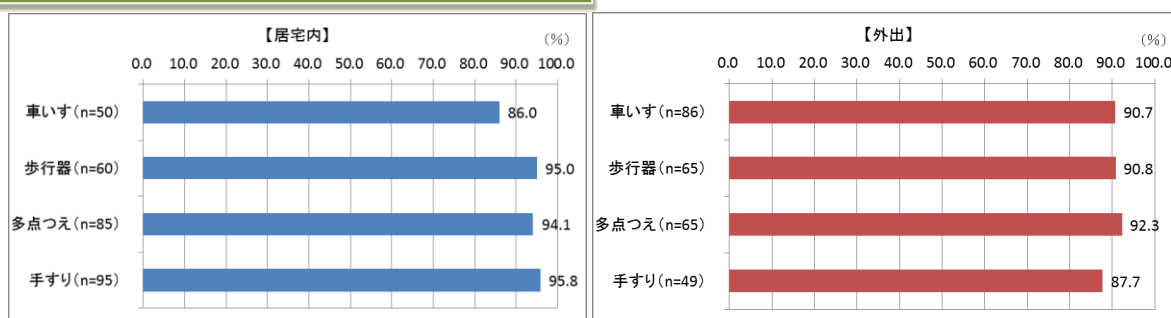
(表1) 転倒に関する調査結果

福祉用具を利用する前に半数以上の方が転倒を経験しており、また、福祉用具を利用することによって、9割以上の方が転倒の不安や困難さが軽減したと回答している。

利用する前の転倒等の経験



利用することによる転倒の不安や困難さの軽減



(表2) 訪問介護サービスに代替した場合の費用増加試算

要介護2までの軽度者の福祉用具の給付を削減する効果は年間1,130億円であるのに対して、1日1回効率的に訪問介護を利用したと仮定した場合の費用試算は2,500億円となり、給付費としては逆に増加する結果となった。

低位試算の結果

(高位の数値を極力効率化し、最低限の時間数で計算)

単位：億円

福祉用具種類	車いす	歩行器	多点つえ	手すり	特殊寝台	合計
A. 福祉用具の利用コスト/年	211.8	139.3	14.4	294.2	470.8	1,130.4
B. 訪問介護利用費用合計/年	374.7	628.4	114.5	734.1	648.6	2,500.2
C. コスト差/年 (B-A)	162.9	489.1	100.0	439.9	177.8	1,369.8

(表3) 訪問介護サービスに代替した場合の介護人材増加試算

表2の費用試算を介護人材に置き換えた場合、11万人以上が新たに必要となる結果となった。(介護職1人が5回/日×20日/月の稼働を仮定した試算)

試算プロセス	車いす		歩行器		多点つえ		手すり		特殊寝台	合計
	居宅内	居宅外	居宅内	居宅外	居宅内	居宅外	居宅内	居宅外	居宅内	
サービス数量増(身体介護)(千回)/月	621		1,042		200		1,282		2,744	5,889
サービス数量増(生活援助)(千回)/月	621	497	1,042	834	200	160	1,282	1,026		5,662
サービス数量増(千回)/月	1,740		2,919		560		3,589		2,744	11,551
人数換算(人)(1人100回/月で換算)	17,401		29,185		5,597		35,894		27,438	115,515

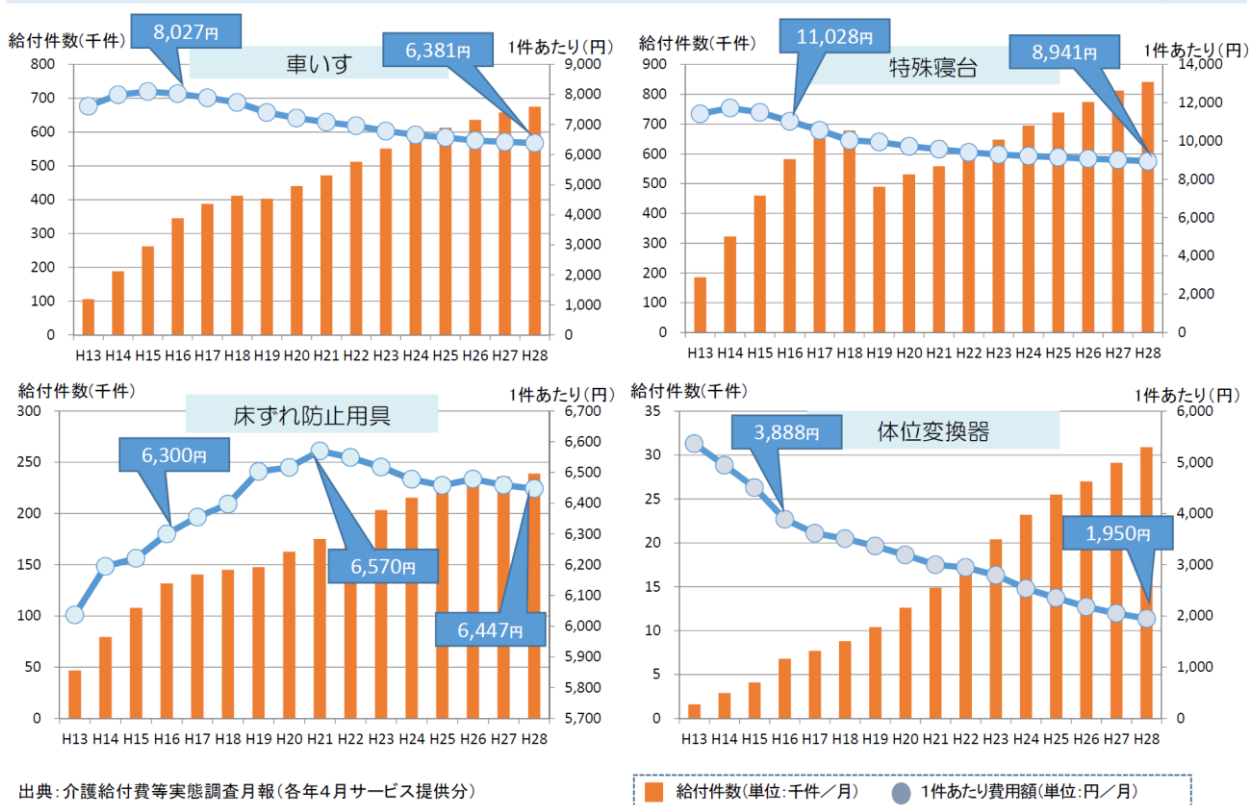
3. 本年度老健事業「福祉用具の利用に関する効果研究事業」について

当協会では本年度、老健事業の「福祉用具の利用に関する効果研究事業」のテーマに応募し、採択をいただきました。全国で大規模な調査を実施し、客観的な調査結果として足り得る標本数の確保を目指しております。これによって、福祉用具サービスの本格的なエビデンスの構築を進めます。

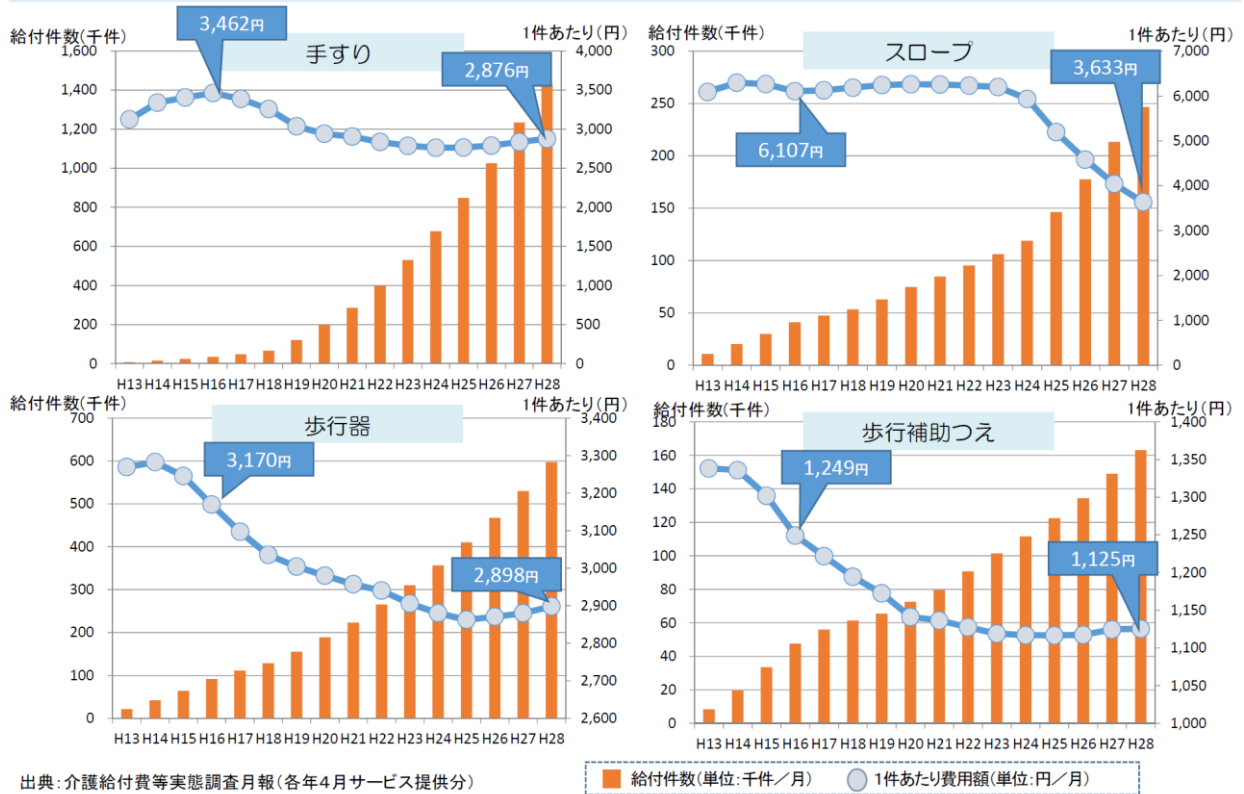
4. 貸与価格の動向について

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額（＝自由価格）により保険給付する仕組みとされているところです。これによる貸与価格の動向は、介護給付費分科会の参考資料としても度々示されている通りであり、市場競争によって貸与価格が低下していることがわかります。

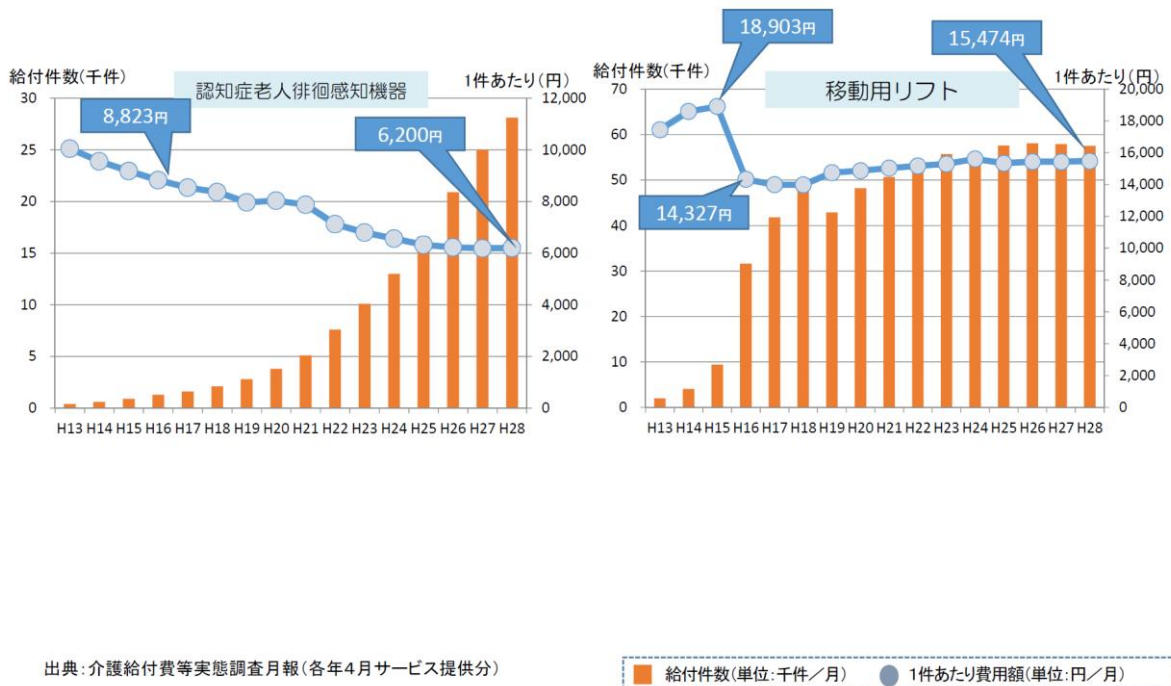
福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移①



福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移②



福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移③



5. 受給者数について

福祉用具貸与は、居宅サービス利用者の半数以上にあたる約 200 万人の方にご利用いただいております。居宅サービスの中で一番多くの方にご利用いただいているサービスです。

居宅サービス利用者数

(単位:人)

居宅サービス名	利用者数	割合
福祉用具貸与	1,990,300	52.3%
通所介護	1,360,033	35.7%
訪問介護	1,172,690	30.8%
居宅療養管理指導	633,481	16.6%
通所リハビリテーション	572,734	15.0%
訪問看護	450,387	11.8%
短期入所生活介護	323,555	8.5%
特定施設入居者生活介護	214,290	5.6%
訪問リハビリテーション	96,702	2.5%
訪問入浴介護	65,734	1.7%
短期入所療養介護(老健)	47,488	1.2%
短期入所療養介護(病院等)	2,066	0.1%
合計	3,806,094	100.0%

出典：厚生労働省介護保険事業報告（平成 29 年 6 月）

6. 保険給付費について

福祉用具貸与は、保険給付費全体では 3.2%という構成比です。

保険給付費

(単位:百万円)

介護サービス名	利用者数	構成比
居宅サービス	366,974	50.8%
通所介護	93,473	12.9%
訪問介護	67,450	9.3%
福祉用具貸与	23,233	3.2%
その他	182,818	25.3%
地域密着型サービス	118,138	16.3%
施設サービス	237,866	32.9%
合計	722,978	100.0%

出典：厚生労働省介護保険事業報告（平成 29 年 6 月）

7. 福祉用具・住宅改修サービスの長所

- ・ 24 時間、365 日利用できるサービスです。
- ・ 高齢者自身の自立意欲を高め、介護負担の軽減ができるサービスです。
- ・ 少ないコストで多くの方にご利用いただけるサービスです。
- ・ 離島や山間へき地のような人的サービスが行き届かないところにも行き渡るサービスです。
- ・ 「モノ」ではなく、「機能」を提供するサービスです。
- ・ レンタル制度は、身体状況などにあわせて適切に変更できるサービスです。

8. 貸与価格上限制を円滑に実施するための要望書について

このような福祉用具貸与サービスの特徴や環境・動向から、別添の通り要望書を提出する次第です。何卒、お取り計らいくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

社会保障審議会介護給付費分科会
会長 田中 滋 殿

一般社団法人日本福祉用具供給協会
理事長 小野木 孝二

福祉用具貸与価格上限に対する要望

平成28年12月9日に社会保障審議会介護保険部会がとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、福祉用具貸与価格は、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在するなどの問題があることが指摘されました。これを踏まえて、自由価格を基本としつつも、一定の歯止めを設けることが適当とされ、具体的には、貸与価格に一定の上限を設けることとされました。当協会もこの方向性に沿って、福祉用具貸与価格の適正化及びサービスの質の向上に向けて取り組んで参る所存です。つきましては、制度の円滑な施行に向けて下記の通り要望しますので、何卒お取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

記

1. 福祉用具貸与事業所の貸与価格修正には、カタログ改訂やシステム改修などに多くの時間を要します。全国介護保険担当課長会議（平成29年7月3日）では、全国平均貸与価格や貸与価格の上限の公表が平成30年春～夏頃とされているところですが、必要な情報については、連携を取りながら、できる限り早い時期に公表していただきたい。
2. 全国平均貸与価格や貸与価格の上限を設けることによる影響については、その影響の把握の必要性が平成29年6月21日の介護給付費分科会で意見があったところです。このため、一定の上限を設けることにより、歯止めができていないか等の影響について実態把握の上、適切に対応していただきたい。
3. 福祉用具貸与事業所は、効率化を図る観点から事業所それぞれのシステムによって給付費の請求などを行っています。今後は、これらのシステムを修正・変更することで、全国平均貸与価格や貸与価格の上限の設定などの制度上の見直しの運用を行うことが想定されることから、公開される全国平均貸与価格や貸与価格の上限等は、ホームページ上で1件ずつ検索できるだけでなく、システムに取り込みができるようTAISコードと国が付与する新コードを一体的に、データベース形式で公表していただきたい。
4. 適正なデータに基づく全国平均貸与価格の算出や貸与価格の上限の設定については以下のような点に留意していただきたい。
 - (1) 同一のTAISコードで、複数のサイズバリエーションが登録されているような事例については、商品ごとの全国平均貸与価格等が適正に算出されないこと。
 - (2) 算出された全国平均貸与価格等の正確性を担保するため、誤記がない等の給付申請が適正に行われる必要があること。
5. 今回の制度の見直しにより、当協会としても福祉用具貸与による適切な適合と適正な価格による貸与などのサービスの質の向上に取り組んでまいります。制度の適正な運用のためにも必要に応じて保険者等により適切な行政指導がなされるよう指導していただきたい。

以上